

かすみがうら市特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会会議録

平成30年9月20日 午後 1時32分 開 議

出 席 委 員

委員長	岡 崎	勉
副委員長	加 固	豊 治
委員	藤 井	裕 一
委員	矢 口	龍 人
委員	小座野	定 信
委員	鈴 木	良 道
委員	古 橋	智 樹

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	坪 井	透
副 市 長	横 瀬	典 生
市 民 部 長	田 崎	清
保 健 福 祉 部 長	寺 田	茂 孝
建 設 部 長	石 塚	洋 二
政 策 経 営 課 長	槌 田	浩 幸
市 民 部 参 事 兼 国 保 年 金 課 長	君 山	悟
健 康 づ くり 増 進 課 長	木 村	俊 夫
介 護 長 寿 課 長	幕 内	浩 之
下 水 道 課 長	長 谷 川	文 男
水 道 課 長	齊 藤	健
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	越 渡	貴 之
水 道 課 長 補 佐	島 田	勝 男

出 席 書 記 名

水 道 課	山 本	高 嗣
介 護 長 寿 課	大 野	真 司
議 会 事 務 局	青 山	哲 士

## 議 事 日 程

平成30年9月20日（木曜日）午後 1時32分 開 議

### 1. 市長あいさつ

### 2. 議案の審査

- (1) 議案第54号 平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第55号 平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第56号 平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第57号 平成29年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第58号 平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第59号 平成29年度かすみがうら市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

開 議 午後 1時32分

### ○岡崎 勉委員長

皆さん、こんにちは。

午後の会議お疲れのところご参集ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶していただきたいと思ひます。

市長 坪井 透君。

### ○市長（坪井 透君）

それでは、委員の皆様には、改めましてご苦勞さまでございます。

第3回定例会、昨日閉会をしたところでございますが、改めましてご提案申し上げました補正予算案件、それから契約案件、人事案件等ご理解、ご承認等賜りまして改めて御礼申し上げたいと思ひます。

また、引き続きまして、本日は平成29年度の特別会計の決算審査につきまして審査をいただくわけでありましたが、執行された事業でありますけれども、それぞれ課題や気がついた点等につきましてはご指導いただきながら、新しい事業に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご苦勞さまでございます。

### ○岡崎 勉委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を追加して指名いたします。

水道課 山本高嗣君、介護長寿課 大野真司君、以上2名を追加して指名いたします。

ここで、9月7日金曜日に配布されました決算に関する資料並びに説明方法等について、政策経営課長から発言の申し出がございますので発言を許します。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

よろしく申し上げます。

それでは、決算審査の特別委員会の進め方についてご説明をさせていただきます。

各会計につきまして、歳入につきましては、こちらのお手元の歳入歳出決算書のほうからの説明をさせていただきたいと思っております。また、歳出につきましては、平成29年度事務事業評価シート、こちら政策についての事業の評価がされておりますので、こちらを中心に説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○岡崎 勉委員長

審査の日程、お手元に配布いたしました審査予定表のとおりであります。

ここで、委員各位に申し上げます。決算審査の基本的な意義につきましては、予算執行の結果を総合的に確認、検証して今後の行財政運営の改善に資するものであります。したがって、委員各位におかれましては、その点に留意し、質疑されますようお願い申し上げます。

次に、執行部に申し上げます。審査の順序につきましては、お手元の審査予定表に基づき審査されることといたします。また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、お手元の審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案第6件の審査に入ります。

議案第56号 平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

ご苦労さまです。建設部の石塚です。

建設部につきましては、下水道課及び水道課の順に所管事務の決算状況についてご説明を申し上げます。

最初に、議案第56号 平成29年度下水道事業特別会計歳入歳出決算ないし議案第57号 農業集落排水事業につきまして、下水道課長よりご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願ひいたします。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

下水道課、長谷川です。よろしくお願ひいたします。

下水道事業特別会計につきましてご説明いたします。

歳入歳出決算書272ページをお願ひいたします。

全体の収支としましては、最下段になりますが、歳入予算現額合計11億5731万2200円に対し、収入済額が11億3667万9324円。歳出につきましては、次のページ、275ページの最下段になります。支出済額11億1771万9906円、差し引き1895万9418円が平成29年度繰越金となっております。

それでは、歳入につきまして説明いたします。

277ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、1 節下水道建設費分担金につきましては、流域関連特環公共下水道区域の方が下水道へ接続した際の分担金 1 件、36万円の歳入となっております。

2 項負担金、1 目下水道費負担金、1 節下水道建設費負担金につきましては、公共下水道区域の方が下水道へ接続した際の負担金28件、308万7750円の歳入です。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目公共下水道使用料、1 節公共下水道使用料につきましては、千代田地区、霞ヶ浦地区合わせまして 2 億9132万3775円の歳入となっております。

2 節公共下水道使用料滞納繰越分は過年度分の使用料、両地区合わせて147万8637円の歳入となっております。

2 目特定環境保全公共下水道使用料、1 節特定環境保全公共下水道使用料につきましては、特環、流域特環地区合わせまして4325万6020円の歳入となっております。

次のページ、279ページをお願いいたします。

2 節特定環境保全公共下水道使用料滞納繰越分は過年度分の使用料、両地区合わせまして16万5330円の歳入です。

2 項手数料、1 目下水道手数料、1 節指定工事店登録手数料、指定工事店登録手数料といたしまして新規 7 件、更新28件分を合わせまして 7 万円の歳入となっております。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、1 節下水道費補助金、社会資本総合整備交付金は、下水道管渠長寿命化に係る設計業務委託に要した経費の国補助金171万7000円の歳入となっております。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金、一般会計より 5 億7913万8000円の繰入金となっております。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金は、前年度より2343万3110円の繰越金です。

6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入につきましては、コピー代、濁水排水に伴う水道課からの補償料、汚泥放射線・放射能検査の費用として原子力損害賠償金、神立駅前区画整理事業に係る下水道建設負担金等合わせまして564万9702円の収入となっております。

次のページ、281ページをお願いいたします。

7 款市債、1 項市債、1 目下水道債、1 節公共下水道債につきましては、公共下水道事業運営に際し、それぞれの事業債から 1 億1180万円借り入れいたしました。

2 節特定環境保全公共下水道債につきましては、特定環境保全公共下水道運営に際し、それぞれの事業債から6260万円を借り入れいたしております。

3 節流域下水道債につきましては、流域下水道事業運営に際し1240万円ほどお借り入れいたしました。

81 款県支出金、81 項県補助金、81 目下水道費補助金、1 節下水道費県補助金につきましては、市町村下水道整備支援事業費補助金といたしまして20万円の歳入となっております。

歳入につきましては、以上となります。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

事務事業評価シート、209ページをお願いいたします。

決算書では283ページになります。

下水道総務事業（政策）につきましては、下水道事業の効率的な事業の執行を図るため、下水道事

業認可変更業務委託、下水道排水設備等管理業務委託、公共下水道雨水計画更新委託を行い、合わせて1913万8000円ほど支出いたしております。前年度対比で53万円の増。増額の理由といたしましては、平成28年度に実施いたしました雨水計画見直し調査に基づく下水道雨水計画の更新委託が増加したことによるものです。

211ページをお願いいたします。

決算書では285ページになります。

下水道維持事業（政策）につきましては、下水道施設の維持管理を目的とし、施設の改築更新を予防的に対応することにより施設の長寿命化を図り、維持管理費用の平準化及び縮減を図ることを目的とするため、長寿命化計画に基づき、下原処理区内の下水道管渠更生工法による実施設計委託費343万4400円、公営企業会計へ移行する準備といたしまして、下水道資産台帳作成業務委託費1835万5680円、関係法令等の法整備委託費299万1600円、合わせまして2478万2000円ほど支出いたしました。前年度対比では1473万2000円ほど増となっております。増額の理由といたしましては、下水道資産台帳作成業務及び企業会計移行に係る法整備委託料の増によるものです。

続きまして、213ページをお願いいたします。

決算書では287ページになります。

特定環境保全公共下水道維持事業（政策）につきましては、特定環境保全公共下水道事業に整備した施設の適切な維持管理を行い、効率的な汚水の供給処理を図るため、また、公営企業会計へ移行する準備といたしまして、下水道資産台帳作成業務委託費1473万9840円を支出いたしました。前年度対比といたしましては1031万8000円ほど増となっております。増の理由といたしましては、資産台帳作成業務の増加によるものです。

215ページをお願いいたします。

決算書では287ページになります。

水洗化普及事業（政策）につきましては、下水道の整備済み区域内の水洗化を早期に図るため、下水道接続に伴い不要となった浄化槽の撤去費用といたしまして、撤去4件分、浄化槽撤去支援補助金といたしまして36万円を支出いたしました。前年度対比では9万円の増となっております。増額の理由といたしましては、浄化槽撤去補助が前年3件から4件に増加したことによるものです。

217ページをお願いいたします。

決算書では287ページになります。

公共下水道整備事業（政策）につきましては、都市整備課で整備しております都市計画道路神立停車場線新設工事に伴う下水道整備に係る管渠布設工事設計委託費513万円、汚水管渠布設工事費5671万2400円など合わせまして6201万4000円と支出しております。前年対比では3553万円の増となり、増額の理由といたしましては、神立停車場線管渠布設工事費の増によるものとなります。

続きまして、政策事業以外の平常事業の歳出におきましては、前年度対比が大きかった事業につきまして説明させていただきます。

決算書283ページをお願いいたします。

備考欄中段の02下水道総務事業支出額1678万9284円、前年度対比といたしまして512万621円の増。増額の理由といたしましては、消費税納付額の増によるものとなります。

続きまして、決算書285ページをお願いいたします。

備考欄下段の02特定環境保全公共下水道維持事業支出額6346万9243円、前年度対比2708万164円の減。減額の理由といたしましては管渠布設替工事費の減になったことによるものです。

続きまして、287ページをお願いいたします。

備考欄中段の02公共下水道整備事業支出額1491万6849円、前年度対比といたしまして771万5374円の増。増額の理由といたしましては、制御盤移設工事、流量計設置工事等工事費が増になったことによるものです。

続きまして、決算書289ページをお願いいたします。

備考欄中段の02特定環境保全公共下水道整備事業支出額726万7355円、前年度対比328万6516円の増。増額の理由といたしましては、マンホールポンプ設置工事等工事費が増となったことによるものです。

備考欄下段の01下水道事業起債元金償還事業支出額4億8353万164円、前年度対比665万6172円の増。増額の理由といたしましては、借入れ方法が元利均等方式で借りているものがあるため、残高が減り、利息が減っていくと元金がふえる仕組みとなっているためによるものです。

01下水道事業起債利子償還事業支出額1億2887万497円、前年度対比926万4014円の減。減額の理由といたしましては、残高が減少傾向にあるため利息も減少していることによるものです。

下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

#### ○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

藤井裕一委員。

#### ○藤井裕一委員

それでは、質問を始めます。

まず、決算書285ページの下水道維持事業にある管路、マンホール業務委託の内容はどのようなものでしょうか。まずお伺いいたします。

2番目に、285ページの19番ですね。特定環境保全公共下水道事業による霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金の内容はどのようなものかお伺いをいたします。また、どのように算出をされているのかお聞きしたいと思います。

#### ○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

#### ○下水道課長（長谷川文男君）

ただいまの下水道維持事業にある管路、マンホール業務委託内容についてご説明いたします。

内容につきましては、近年下水道管路の老朽化に伴う埋没などが起こっていることから、当市におきましても土浦・千代田工業団地内の雨水管が設置されてから50年が経過しており、老朽度及び土砂等の堆積の状況調査といたしまして、全線の管路においてカメラ、目視等調査を行った内容となっております。

続きまして、下水道維持事業特定環境保全公共下水道維持事業による霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金の内容及び負担金算出方法についての質問についてご説明いたします。

内容につきましては、県流域下水道へ流した汚水量に対する使用料になります。平成28年度から平成32年度までの間について、基金精算により減額されております。算出につきましては、汚水量278万2000立米から基金精算汚水量23万8000立米を差し引いた254万4000立米の汚水量に、単価64.8円を掛け合わせた額が負担金額となっております。また、負担金額を公共下水道と特定環境保全公共下水道の汚水量で按分し、予算計上しております。

以上となります。

○岡崎 勉委員長

藤井裕一委員。

○藤井裕一委員

その点検というか調査というのは、どのぐらいまで進んでいるのでしょうか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

こちらの土浦・千代田工業団地内に埋設されています雨水管、約2,400メートルありますが、全線カメラを入れて調査をしております。一部目視による調査をしているところもあります。土浦・千代田工業団地内の雨水管については埋設されている管路は全線調査を終了しております。

○岡崎 勉委員長

藤井裕一委員。

○藤井裕一委員

霞ヶ浦湖北流域下水道の維持管理負担金の内容について説明をお願いしたいと思います。どのように算出をされているのかご説明願います。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

算出につきましては、汚水量278万2000立米から基金精算汚水量23万8000立米を差し引いた254万4000立米の汚水量に、単価64.8円を掛け合わせた額が負担金となっております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

今の関連ですけれども、工業団地の雨水の調査の結果が出たと思うのですけれども、結果の出た内容と、工業団地内は待機所の冠水する時が多くて、地域の中部地区の住民も大変困っているという話も聞きますので、流末はどういう状況になっているのか、この辺を詳しく説明いただけますか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

調査結果といたしましては、土砂の堆積が全体に見られ、多い箇所では堆積率が40%まで堆積している箇所、または小規模に破損している箇所が数カ所見受けられました。それを踏まえまして、今回9月の今議会におきまして、補正予算として土砂の撤去費用を予算計上しましたところです。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

土砂を撤去したらどうなのですか。したら冠水することはなかなか……。撤去を今年度の補正でやるといって、もし撤去した場合に、その後、結局冠水するということはないと思いますか。それとも、私は根本的に流末がきちっとしていないという状況で土砂が堆積する、冠水ということもあるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の流末部分はどのようになっていますか。調査

を当然していると思うのですけれども。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

土浦・千代田工業団地の雨水管の流末につきましては、最終的には土浦市の工業団地にも雨水管が入っています。こちらのほうに流末として土浦市側に本市では流出しております。土浦市側の状況は把握しておりません。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

連携していないのですか、工業団地を運営する上で雨水排水に関して土浦市との連携を図っていないのですか、どうですか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

状況を当市で調査をしまして、堆積等が見受けられました。今後は土浦市と本市が調査をした結果内容等を踏まえ、土浦市で管理している雨水管路につきましても、連携を図り協議していきたいと思えます。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

一生懸命千代田地区側で排水整備や土砂等の撤去をしても、土浦市側に水がきちっと流れていく流末がしっかりしていないと、せっかくやっても意味ないと思うので、その辺のところは、本来であれば調査する前に土浦市と協議して、それでうちとしてはこういうようなことで調査しますから、ましてや土砂が堆積しているようだったらきれいにしますから、ぜひ土浦市さんをお願いしたいというような、そんな連携をとらないと、せっかくやってもまた埋まっちゃうじゃないかというふうに思いますので、その辺はぜひ土浦市と協議していただきたいなど、これ要望させていただきます。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

ただいま矢口龍人委員から言われた内容を踏まえまして、早い段階で土浦市と本市の調査結果の内容を踏まえて調整、協議させていただきたいと思えます。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

お願いします。

雨水計画の見直しをしたというふうなことでございますけれども、どういった内容なのか説明いただけますか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

平成28年度に逆西排水区の雨水調査を行い、それに伴いまして現行の雨水事業認可計画を見直したところ、雨水の全体流入区域の地形的に現場を調査して、地形的に現行の認可図との差があったことにより、現状の地形に合わせた排水区域を見直し、事業に至る変更を行う作業をさせていただきました。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、逆西地区の雨水排水の計画見直しということですので、以前からしています角来地区の調整池云々という事業と、この計画の見直しというのに関連しているものだと思うのですが、その辺の説明いただけますか。それとはまた違うのですか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

ただいまの調整池等の関連はございません。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

はい。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり……

[「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時04分

---

再 開 午後 2時05分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり認定するべきものと決定しました。

次に、議案第57号 平成29年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 石塚 洋二君。

○建設部長（石塚 洋二君）

続きまして、議案第57号 農業集落排水事業につきまして下水道課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

農業集落排水事業特別会計につきましてご説明いたします。

歳入歳出決算書291ページをお願いいたします。

全体の収支としましては、最下段になりますが、歳入予算現額合計4億4438万7000円に対し、歳入収入済額4億4207万3607円。歳出につきましては次のページ、294ページ最下段の、支出済額4億3055万3266円、差し引き1152万341円が平成29年度繰越金となっております。

それでは、歳入につきまして、説明いたします。

296ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、1節農業集落排水使用料につきましては、8地区合わせまして7831万5360円の歳入となっております。

298ページをお願いいたします。

3款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業費県補助金、1節農業集落排水事業費補助金につきましては、農業集落排水処理施設からの排水からリン除去を行った際の県補助金108万円の歳入となっております。

次のページ、300ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、一般会計よりの2億7765万7000円の繰入金となっております。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は前年度より841万4376円の繰越金となっております。

2項雑入、1目雑入、1節雑入につきましては、濁水排水に伴う水道課からの補償料、汚泥放射能検査費用としまして、原子力損害賠償金合わせまして27万9978円の歳入となっております。

8款市債、1項市債、1目農業集落排水事業債、1節農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水事業運営に際し、それぞれの事業債から7570万円ほど借り入れいたしております。

歳入につきましては、以上となります。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。

事務事業評価シート219ページをお願いいたします。

農業集落排水維持管理事業（政策）につきましては、公営企業会計へ移行する準備といたしまして、農業集落排水台帳作成業務委託費1010万4000円ほど支出いたしました。前年度対比といたしましては、202万8000円ほどの減となります。減額の理由といたしましては、資産台帳作成委託費の減によるものです。

221ページをお願いいたします。

決算書では304ページになります。

水洗化普及事業（政策）につきましては、農業集落排水接続に伴い不要となった浄化槽の撤去費用といたしまして、撤去7件分63万円ほど支出しております。前年度対比といたしましては、36万円の増。増額の理由といたしましては、浄化槽撤去補助申請が前年3件から7件に増加したことによるものです。

続きまして、政策事業以外の前年度対比で増減が大きかった事業につきまして説明いたします。

決算書302ページをお願いいたします。

備考欄中段の02農業集落排水維持管理事業支出額1億4767万7738円、前年度対比672万6869円の減。減額の理由といたしましては、光熱費は増となっておりますが修繕料が1045万6000円ほどの減となっていることによるものとなります。

決算書304ページをお願いいたします。

備考欄下段の01農業集落排水事業の市債元金償還事業支出額2億1536万5307円、前年対比812万3142円の増。増額の理由といたしましては、下水道特別会計と同様に借入れ方法が元利均等方式で借りているものがあるため、残高が減り、利息が減っていくと元金が増えるという仕組みになっているためによるものです。

01農業集落排水事業、起債利子償還事業支出額5204万987円、前年度対比414万3354円減。減額の理由といたしましては、下水道特別会計と同様に残高が減少傾向にあるため利息も減少していることによるものとなります。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明は以上となります。

よろしくをお願いいたします。

#### ○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

小座野定信委員。

#### ○小座野定信委員

決算書300ページですけれども、この中で、節でいうと雑入です。この中の原子力損害賠償金27万6480円という雑入があるのですが、どういった支出のものなのかお伺いしたいと思います。

また、2点目といたしまして、302ページ、この中の農業集落排水維持管理事業における排水処理施設維持管理業務委託の内容についてお伺いいたします。

この中で、相手、また細かいことになってくると思うのですが、当然汚泥が出てくるわけでしょうけれども、その汚泥の処理方法はどういうふうになっているのでしょうか。これが1つ。

もう一つが、土田地区に食堂が3軒ほどありますが、もともと農業集落排水事業の特色上、性質、ルール上、飲食店等は含まないというルールがあると記憶しているのですが、この食堂3軒はどのように使用料、排水に当たってどのように執行部のほうでは処理しているのかということも含めてお願

いしたいと思います。

さらに302ページ、農業集落排水維持管理事業における修繕料の主たる内容、こういったことが主に修繕に当たってくるのか、その辺もご説明いただきたいと思います。

以上です。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

初めに、決算書300ページの雑入にある原子力損害賠償金とはどのようなものかという質問につきまして説明いたします。

内容につきましては、東日本大震災における放射能汚染の対応といたしまして、汚泥放射能検査として農業集落排水8処理場の汚泥検査を年2回ほど支出して行っております。その検査費用を東京電力に賠償金として請求しているものでございます。

続きまして、302ページの農業集落排水維持管理事業における維持管理業務委託の内容についてご説明いたします。

農業集落排水8処理場及びマンホール中継ポンプが169カ所ほどあり、それらの維持管理を今のところ5社へ委託しております。契約は平成29年度から平成31年度までの3カ年の長期契約となっております。また、委託している業者につきましては、志筑地区と柏崎地区が環境ウィザード株式会社、上稲吉地区と深谷地区につきましては株式会社プラントサービス、千代田東部地区と新治地区につきましては富士メンテナンス株式会社、大和田地区につきましては株式会社フジクリーン、土田地区につきましては、茨城公営株式会社、以上の5社となっております。

処理場の委託内容につきましては、毎週1回の点検、またマンホールポンプの点検、制御盤の点検等を行ってもらっております。また、随時警報等があった場合等も点検をし、それらの報告をいただいているものになります。

また、汚泥の処理につきましては、小美玉市にあります鬼澤商事に搬出し、汚泥を処理しております。

[小座野委員「脱水のほうですか」と呼ぶ]

○下水道課長（長谷川文男君）

はい。

[小座野委員「脱水した後は」と呼ぶ]

○下水道課長（長谷川文男君）

脱水汚泥を搬出し鬼澤商事さんで処理しております。

土田地区の食堂については、グリストラップ等を設置してまして……

[小座野委員「専門用語使わないで。どういうものですか」と呼ぶ]

○下水道課長（長谷川文男君）

油脂分の除外する管理施設です。そちらを設置していただいて定期的に清掃、管理をしていただくよう指導しているところでございます。

続きまして、302ページの農業集落排水維持管理事業における修繕等の内容については、処理場におけるポンプ、回分槽等の修繕、制御盤更新工事です。またマンホールポンプの修繕、非常通報装置の修繕、マンホール蓋交換等が主な修繕の内容となっております。

○岡崎 勉委員長

小座野定信委員。

○小座野定信委員

汚泥の排水処理は業者にお任せするということですが、トンあたりは幾らぐらいの費用がかかっているのか。また、脱水した汚泥は、たしか農業集落排水事業の規則の中では区域内の処理ということが義務づけられていたかなというふうに記憶しているのですけれども、その汚泥はどういうふうに今、処分しているのですか。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時20分

---

再 開 午後 2時24分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

脱水汚泥の処理費としましては、鬼澤商事とキロ当たり21円で、また運搬費用がかかりますので、運搬については東栄商事と千代田衛生にお願いして、2トンダンプ1台当たり1万6524円と4トンダンプ1台当たり2万7000円の委託契約しております。

○岡崎 勉委員長

小座野定信委員。

○小座野定信委員

たしか農業集落排水事業と公共下水道、将来的に接続していこうという計画が前あったようなのですが、計画進捗状況がもしあれば、お教え願いたいと思うのですがいかがでしょうか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

農集から公共への統廃合につきましては、機能診断を行った上で農水省との協議、手続、事業計画の変更等を段階を踏んで接続工事となりますので、まずは土田処理場を公共下水道に統廃合する予定で今後も進めていく予定であります。

○小座野定信委員

ありがとうございました。

○岡崎 勉委員長

鈴木良道委員。

○鈴木良道委員

小座野委員が今、聞きましたけれども、土田地区に食堂が3軒、けれども2軒は利用していませんよね、農業集落排水は、2軒はがんこさんと一両さんは使用していません、1軒だけです。そうすると、前、私聞いたことあるのですが、幾ら機械入っても油の塊というのですか、これが結局詰まっちゃうのですよね。それは今どうなっていますか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

その油脂分を除く処理槽につきましては、下水道課で定期的に訪問いたしまして、そういった詰まりがないように指導しているところです。

○岡崎 勉委員長

鈴木良道委員。

○鈴木良道委員

今はそういうことは全くないですか、油の塊とか何とか。

○岡崎 勉委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

現状、今のところはそういう状況は見受けられません。

○岡崎 勉委員長

鈴木良道委員。

○鈴木良道委員

わかりました。

○岡崎 勉委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

○岡崎 勉委員長

本案は、原案のとおり認定することに。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、議案第59号 平成29年度かすみがうら市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

引き続きまして、大変ご苦勞さまです。

議案第59号 平成29年度水道事業特別会計歳入歳出決算について水道課長より説明いたします。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

ただいまご紹介にあずかりました水道課の齊藤です。よろしく願いいたします。

平成29年度の決算説明及び前年度の対比を見やすくするために、こちらのA3の資料を用意しましたので……

○岡崎 勉委員長

1時間たったので休憩しましょう。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時29分

---

再 開 午後 2時40分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

説明を求めます。

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

よろしく願いいたします。

A3の資料を用意していますので、こちらをご確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。資料は税抜きになり決算額は100万円以上の差がある項目を説明したいと思います。

3条の収益的支出についてご説明いたします。

平成29年度の水道事業収益合計は9億8116万9279円、対前年度1496万5777円の減。率にして1.5%の減になります。

続いて、目を説明いたします。

営業収益の中で、1給水収益は全体で対前年度135万4443円の収入減で、率にして0.16%の減になります。内訳は、給水収益、水道料金ですが77万5903円の増、仮設給水は213万346円の減。減の理由としては、住宅建設などに使用する仮設給水の使用量が減ったことによります。

2受託工事の収益は消火栓設置が主な内訳でございまして、設置や修繕が昨年度と比較してふえたこととなります。

3その他の営業収益の加入金が、神立停車場線及び神立駅周辺の宅地開発等が昨年度と比較して減ったことから、対前年度749万円の減、1646万円になっております。

他会計負担金は下水道からの負担金で、取り扱う利用者の現状によって金額が変動するものです。

続きまして、営業外収益の長期前受金は、対前年度は上稲吉第2浄水場の除却に伴い、浄水場の現時点での補助金の残存価格が約1,500万円ありましたが、それが一時的に戻り、増額となりましたが、通常に戻り、899万8217円の減になっております。今後も施設の除却がある場合は同様に変動がございました。受取利息は銀行の利子になります。

続いて、次の段になります。次の段をごらんください。

支出については9億3855万1078円、対前年度402万892円の減、率として0.4%の減となりました。目を説明いたします。

原水及び浄水費は3億6489万7604円で、対前年度595万8970円の減となります。

受水費は県水の基本料金の引き下げ等で1000万円下がりましたが、動力費は原油の高騰や太陽光が関係する再エネ発電負担金の増により、約260万円の増。修繕がふえたことから修繕費に流用などがあり、精査して約590万円の減になります。

配水及び給水費は6887万2984円で、対前年度898万6894円の増となります。修繕費は修繕額の高い道路等の漏水修理が増え約420万円の増。水道が原因で下がった舗装箇所の修理を行い、約300万円の増。関連した材料費の関係で約100万円増を精査したのになります。

続きまして、総係費は9320万708円で、対前年度523万911円の減になります。委託料は上下水道料金等徴収業務委託を土浦市が新たに第一環境と契約したことから、約300万円の減、ほか委託費が下がったなどの理由を精査して約540万円の減になります。

資産減耗費は483万2857円の増、上稲吉第2浄水場の解体によるものです。

営業費用では、予定している支払利息が521万6270円の減によるものです。

水道事業収益から水道事業費を差し引きますと、4261万8201円の収益を計上することができました。収益は施設更新作業を現在行っており、緊急に備えて利益剰余金に積み立てとなります。

続いて、裏面をお願いいたします。

4条予算の資本的支出でございます。

資本的収入は、工事に伴う企業債の借入れと工事負担金で2億7701万円、対前年度1億3591万円の増、率として96.32%の増になります。

内訳は、工事に伴う企業債の借入れと、神立駅西口開発に伴う設計負担金です。

続きまして、支出になります。

支出は5億3686万6515円、対前年度6893万3866円の増、率として14.73%の増になります。

目を説明いたします。

建設改良費の配水施設工事費は1億8071万1993円、対前年度3422万5816円の増になっております。神立停車場線など契約額の多い工事がふえた理由になります。

営業設備費は406万7980円、対前年度115万7859円の減、前年度は車両を購入した原因でございます。

浄水施設費が9112万円で、対前年度4998万3000円の増、下稲吉第2浄水場の更新工事等でポンプ工事等を行った理由になります。

企業債は2億6096万6542円で、対前年度1411万7091円の減になります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億5985万6515円については、過年度分損益勘定留保資金にて補填をいたします。

下の表は、主な費用を抜粋した比較です。ご参考までに確認いただければと思います。

説明は、以上になります。

#### ○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

加固豊治委員。

○加固豊治委員

水道事業収益において水道事業加入金、新規加入者の減と平成29年度は言ったと伺っているのですが、関連して、決算14ページの業務概要の年度末給水人口は167名に減って、反対に給水人口がふえているという、170戸ふえた理由というのはどういう理由があるのでしょうか。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

加固委員ご指摘のとおり、給水人口が減って給水戸数は反対にふえていると思います。理由について、給水人口は本市の人口に比例し、残念ながら減少傾向でございます。加入者は神立周辺地域、神立停車場線沿いの宅地開発などにより加入世帯はふえています。給水戸数がふえても給水人口が伸びないのは、各世帯における核家族化が進んでいると思われれます。

以上です。

○岡崎 勉委員長

加固豊治委員。

○加固豊治委員

前は給水加入に対して補助金が出たけれど、今はその制度はなくなったのですか。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

まだございます。

○岡崎 勉委員長

加固豊治委員。

○加固豊治委員

わかりました。

それと、水道事業費営業費用の総係費で、上下水道料金徴収業務委託費の減のためと書いてあるが、土浦市との関係は、また委託費が幾らになったかというのを伺いたいのですが。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

上下水道料金徴収業務委託は、本市と阿見町による共同発注は平成27年度から実施し、土浦市は平成29年度から加わり、平成31年度まで3市町で行われます。土浦市が参加した理由については、サービスの低下などのデメリットがないと判断したと伺っています。

委託費につきましては、平成28年度は単年度税込み額6609万6000円から、平成29年度は6322万3200円と287万2800円委託費が安くなっております。理由は、土浦市が参加して第一環境における人件費が引き下げられ、委託費に反映したことになります。

以上です。

○岡崎 勉委員長

加固豊治委員。

○加固豊治委員

水道事業費営業費用の総係費で上下水道料金業務委託と書いてあるが、第一環境に委託する業務内

容をお伺いしたいのですが。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

第一環境に委託している上下水道料金徴収業務委託の内容につきましては、受付業務、開閉栓業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務、給水停止業務、電算処理業務でございます。

以上です。

○岡崎 勉委員長

加固豊治委員。

○加固豊治委員

第一環境は今、何名いるのですか。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

4名になります。

○岡崎 勉委員長

加固豊治委員。

○加固豊治委員

営業外収益の雑収費の東電補償と書いてありますが、それはどういう内容ですか。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

東電補償費は12万9600円となります。内訳は年4回分、6月、9月、12月、2月の放射性物質の水質検査費用を、東京電力は上水道に関する水道中の放射性物質の検査費用として補償しています。検査は千代田地区下稲吉第2浄水場、霞ヶ浦地区霞ヶ浦浄水場の2カ所の浄水の水質検査をするもので、測定結果は市のホームページにおいて水道水中の放射線濃度として公表いたしております。なお、結果については、放射性物質は検出されておられません。

以上です。

○岡崎 勉委員長

加固豊治委員。

○加固豊治委員

9月7日の議案審議における、佐藤議員の質問にありましたように、県中央広域水道用水供給事業における基本料金の金額は幾ら引き下がっているのかをお伺いしたいのですが。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

県中央広域水道用水供給事業における基本料金は、平成29年4月1日から1立方当たり2,420円から2,020円に400円引き下げられました。

以上でございます。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

老朽管対策工事に関してですけれども、現在までの進捗状況と今後の計画についてわかればご説明いただけますか。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時55分

---

再 開 午後 2時56分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

本市の埋設管は414メートルで昭和46年から埋設をしております。一般に管は40年が耐用期間と言われ、29キロメートル、約7%の老朽管もありますが、当市は早い段階で老朽管更新事業などを行い、主要道路は铸铁管が埋設されております。水道事業も以前は時の判断により工事をしておりましたが、平成29年度からは経営戦略を策定したことから計画に沿って支出しています。

現在は5年計画で約9億円の下稲吉第2浄水の更新、管路整備、更新も平成29年度では当初予算1億6600万円に対して2億円、平成30年度は2000万円から5000万円に対して約8000万円と行っております。平成34年度に経営戦略を更新することから、平成33年度までには管の老朽状況の調査や更新計画を立てて対応したいと思っております。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

それと、ダウンサイジングの内容を教えてください。

この維持管理費の削減につながるというのは、どういうことなのですか。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

今までたくさんの細かい施設がございました。それを統廃合して1カ所から送ることにより、電力を下げるとか、そういう効率よくさせる内容でございます。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

実際、今年度はどういう事業をどこでどういうふうな事業を行ったために維持費が削減できたという効果があったのか、その辺のところどうですか。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

今現在もやっているのですが、下稲吉第1浄水場の導水管を整備してしまして、それがつながれば下稲吉第1浄水場を停止するなど、それに係る電気代とか薬品代とかそういうものが引き下げられます。

以上です。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

ダウンサイジングという方法が、ただ何か施設を統廃合することが、ダウンサイジングですか。そこをちょっと聞きたかったです。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

一般的には施設の統廃合と私は伺っております。施設を統合して、管を太くするとか。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

そのダウンサイジングを取り入れて、今の水道事業の計画を立てて、ポンプ場等の要するに維持管理計画をつくっているということですか。それは実際公表されているのですか、今、例えば水道事務所の方で。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

ホームページで経営戦略というものをを出してしまして、特に千代田地区には、例えば志筑野寺浄水場とか下稲吉第1浄水場、他に細かい施設もありますが、それらを全て下稲吉第2浄水場に統合するという内容です。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

それはホームページが立ち上がっているのですか。私の長い議員生活の中でそういうことが、初めて今回耳にしたけれども、もっと公にしてもいいのじゃないですか、もっと議会なんかでもどんどんそういうふうな事業でもってやっていますよということを。ちょっとわかりづらい内容だったなと思いついて、今そういう質問させていただいたのですけれども。

○岡崎 勉委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

水道のホームページには経営戦略は公表してございます。

○岡崎 勉委員長

まとめて説明してくれますか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時01分

---

再 開 午後 3時03分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

水道課長補佐 島田勝男君。

○水道課長補佐（島田勝男君）

先ほどご質問にありましたダウンサイジング等につきましては、厚生労働省のほうから平成25年に各水道事業のほうでビジョンとして水道事業ビジョンを定めなさいということで示されておりまして、それに基づきまして平成27年にかすみがうら市水道事業ビジョンというものを策定しております。こちらの中で施設の更新、あるいはダウンサイジング等々を計画したものがありますので、こちらのホームページのほうに載っております。

以上でございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時05分

---

再 開 午後 3時16分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

国保年金課分の説明を求めます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

議案第54号 平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計決算に関しまして、国保年金課君山参事から説明させていただきます。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

それでは、平成29年度国民健康保険特別会計決算についての説明をさせていただきます。

最初に歳入の説明で、決算書234ページからになります。

1 款国民健康保険税について、医療分、後期分、介護分と分かれていますので、別資料で説明させていただきます。

平成29年度科目別歳入予算執行状況（平成30年5月末現在）という資料の国民健康保険特会計の欄になります。

現年度分で調定額10億6432万円、収入済額9億7380万6045円、不納欠損額15万6700円、収入未済額9035万7255円で、徴収率は91.50%でした。平成28年度決算より若干ではありますが向上しております。

過年度分は、調定額3億3594万9348円、収入済額8084万1872円、不納欠損額4363万4736円、収入未済額2億1147万2740円で、徴収率は24.06%でした。こちらも、平成28年度決算より若干ではありますが向上しております。なお、不納欠損処分の内訳は、別資料の歳入歳出主要事業執行結果説明書の37ページに内訳があります。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時24分

---

再 開 午後 3時25分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

国保年金課長 君山 悟君

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

不納欠損処分の内訳ですが、別資料の歳入歳出主要事業執行結果説明書の37ページに内訳があります。

執行停止の3年経過ということで、件数で181件、金額で3232万7619円、滞納処分の執行停止ですが、要件としましては、1つ目として、滞納処分をすることができる財産がないとき、2番目に滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3番目に、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、以上の3点と符合させまして、合致する方が執行停止の処分をかけます。その状態が3年間続いた場合に、3年経過ということで不納欠損を行います。

次の右の、納付納入義務の即時消滅、こちらにつきましては、まず滞納処分の執行停止要件の主に3番目の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるという方が主にこちらに該当してございます。理由については、例えば、滞納者が転出をされて、転出先で職権消除があった場合、

所在がわからない、かつ財産調査をかけても財産が見つからないといった場合、滞納処分執行停止をかけて、とれる見込みがないと判断し、納付納入義務の即時消滅という要件で処理します。滞納のある外国人の方が国外に出てしまった場合、その後を追うことができませんし、再入国してもわからない状況がありますので、そういう方が要件に該当しています。件数が70件で、金額としまして595万20円でございます。

最後ですけれども、時効という形で消滅時効が75件、金額としまして551万3797円ということで、平成29年度合計で4379万1436円を不納欠損処分してございます。

次に、決算書に戻っていただきたいと思えます。

決算書236、237ページをお開きください。

2款使用料及び手数料は変わったことはございません。

3款1項1目療養給付費等負担金は、収入済額8億3277万3326円で、平成28年度決算より約5400万円少なくなりました。これは、保険給付費が少なかったことによるものです。

2目高額医療費共同事業負担金は、国保連合会に支払った高額医療費拠出金支出額の4分の1が入ってきております。

次に、238、239ページをお開きください。

3款2項1目財政調整交付金は、平成28年度決算より約1300万円増になりました。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で302万4000円は国保の広域化に伴うシステム改修に要する費用分になります。

3目国民健康保険災害臨時特例補助金は、福島第一原子力発電所事故による避難指示地区より避難している世帯の保険税等の減免額の60%が入ってきております。

4款1項1目療養給付費交付金は、収入済額8341万7000円で、平成28年度決算より約3950万円少なくなりました。これは、退職被保険者数の減によるものです。

次に、240、241ページをお開きください。

5款1項1目前期高齢者交付金は、収入済額13億2978万2812円で、保険者間において生じている前期高齢者65歳から74歳に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率が全国平均を上回る保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金より交付されました。

次に、6款1項1目高額医療費共同事業負担金は、収入済額2648万4296円で、国保連合会に支払った高額医療費拠出金支出額の4分の1が入ってきております。

その下の6款2項1目の県財政調整交付金、こちらは収入済額2億1872万4000円で、県内における医療費、所得等の市町村格差を勘案して交付されました。

次に、242、243ページをお開きください。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金は、収入済額1億2196万8124円で、医療費等の80万円を超える部分の合計額の59%が国保連合会より交付されました。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額10億8227万7066円で、医療費等の80万円までの部分の合計額の59%が国保連合会より交付されました。

8款1項1目利子及び配当金は、支払準備基金の利子になります。

その下、9款1項1目一般会計繰入金ですが、備考欄に記載があります項目ごとに特別会計に繰り入れが行われました。

次に、244、245ページをお開きください。

10款1項1目繰越金は、平成28年度決算の剰余金になります。その下の11款1項1目延滞金から3目過料までは変わりはありません。

次に、246、247ページをお開きください。

2項1目第三者納付金から5目雑入までは変わりありません。

以上が、歳入になります。

次に、歳出になります。

決算書による説明の前に、事務事業評価シートで政策事業を説明させていただきます。

事務事業評価シートの65ページをお開きください。

健康管理意識の向上と医療費の適正化を図ることを目的としまして、医療費がどのくらいかかっているかを医療費通知として年6回、被保険者世帯に送付しました。また、ジェネリック医薬品を使用した場合に差額が3カ月で900円以上となる受診者に年2回の通知をしました。これらの通知の事業費として、需用費の印刷製本費が23万9000円、役務費の郵送料が171万9000円、委託料が38万7000円となりました。

次に、66ページをお開きください。

活動指標として、医療費通知が年間で3万115通、ジェネリック差額通知が年間で1,002通を送付しました。成果指標として、被保険者1人当たりの保険給付費は若干ではありますが下がっております。ジェネリック医薬品利用率として1月時実績、数量ベースで74.11%になり、利用率は向上しております。

次に、決算書に戻っていただき、主だった部分だけの説明とさせていただきます。

決算書の248ページ、249ページをお開きください。

1款総務費は例年どおりの執行状況になります。

2款保険給付費については、医療費の伸びが想定より低かったため、例年より多い不用額になりました。

次に、決算書の254、255ページになります。

7款共同事業拠出金になります。1目の高額療養費拠出金は、市町村からの拠出金等を財源に高額療養費について、都道府県単位で費用負担を調整する事業で、国、県が支出額の2分の1を負担しています。2目の保険財政共同安定化事業拠出金も同様に、市町村からの拠出金を財源に財政の安定化を図るための事業になります。いずれの事業も国保連合会が実施主体になっています。

次に、決算書256、257ページをお開きください。

8款保健事業費になりますが、こちらは国保年金課と健康づくり増進課で事業を実施しております。当課では2項1目の保健衛生普及費で、事務事業評価シートで説明しました医療費通知とジェネリック通知の事業費になります。

次に、決算書258、259ページをお開きください。

10款1項3目償還金は、平成28年度の保険療養給付費等負担金などの確定に伴い、国庫に返還した額になります。

説明は以上になります。

#### ○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

鈴木良道委員。

○鈴木良道委員

それでは、何点かお伺いいたします。

出産育児一時金について、42万が決算書を見ていると円単位になっていますよね。理由について伺います。

○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

出産育児一時金の給付額の基本は42万円です。大部分のケースが病院を通じて請求支払いとなっております。仮に、出産費用が例えば48万円だった場合、一時金の42万円が先に充てられます。不足分の6万円は病院の窓口で自己負担になります。反対に、出産費用が42万円より少なかった場合、差額が円単位でどうしても発生してしまいます。こうした請求などが年度をまたいで行われますので、今回のような決算書の支出額が円単位で出てくる場合が年度によってはあります。

以上の内容です。

○岡崎 勉委員長

鈴木良道委員。

○鈴木良道委員

保険給付費全体の不用額が2億8899万になっていますが、例年と比べても多く、医療費なので難しいこともあると思いますが、何が原因なのかお伺いいたします。

○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

ただいまご質問ありましたように、確かに過去の決算における保険給付費の不用額の状況から見ましても、平成29年度の不用額は多額になっております。予算編成時には前年度の決算見込みや、あるいはこれまでの保険給付費の伸び率などを考慮して予算を計上しております。また、被保険者1人当たりの年間平均保険給付費も年々伸びているような状況でございます。このような要因をもとに予算を計上いたしました。例年ですと補正予算で保険給付費の増額を行っておりますが、平成29年度は逆に減額補正を行ったところであります。保険給付費は疾病の内容により大きく左右されますので、また予算不足とならないように調整を図っております。そういう状況ではございますので、難しい面があるということをご理解をいただきたいと思っております。

今回の決算において多額の不用額になった要因として考えられますことは、被保険者数の減少、あるいはC型肝炎治療薬を使用する量が減少したことによる薬剤費の減などが要因として考えてございます。

以上です。

○岡崎 勉委員長

鈴木 良道委員。

○鈴木良道委員

出産育児一時金の不用額が予算計上の半分以上になっておりますが、予算を計上の際、何件を見込み、実際は何件だったのか伺います。

○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

出産費用、今回多額、半分以上の不用額が発生してございます。予算計上時には過去3年間の平均件数である50件と見込んで予算を計上しました。実際には23件の実績でした。過去の実績を見ましても大体50件前後で推移しておりましたので、これほど少なくなると想定はしていなかったところがございます。考えられる要因としましては、被保険者の年齢層が高くなっているということがあるのかなということで一応考えております。

以上でございます。

○岡崎 勉委員長

鈴木 良道委員。

○鈴木良道委員

最後に雑入の中で不当利得返納金未納分ありますが、未納分は何人ぐらいいるのか伺います。

○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

まず、最初に不当利得返納金の内容を説明させていただきます。

返納金は、国保から社会保険に変更になった方が社会保険の被保険者証が交付される前に医療機関を受診するということがあります。なぜかと申しますと、社会保険の被保険者証の交付がされるまでに数日間の日数が必要になります。国保の手続は社会保険の被保険者証が手元に届いてからになってしまいますので、どうしてもタイムラグと申しますか、生じてしまうことが原因になっています。

未納になっている返納金ですが、決算時点では20名の方が未納になっております。しかし、この未納分については、翌年度中には収納されます。

以上です。

○岡崎 勉委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

続いて、健康づくり増進課分の説明を求めます。

保健福祉部長 寺田 茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

お疲れさまです。

それでは、国民健康保険特別会計決算の保健福祉部の健康づくり増進課に係る部分について、木村課長から説明しますのでよろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

健康づくり増進課長 木村 俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

それでは、健康づくり増進課におけます国保特会の内容について、ご説明を申し上げます。

まず、事務事業シート、こちらは141ページ、142ページ、決算審査資料につきましては256、257ページでございます。

歳出のみでございます。

8款2項2目疾病予防費、その中の備考欄で02疾病予防事業です。当初予算額1600万、決算額1501万7000円、98万3000円の不用額となっております。内容につきましては、国民健康保険に加入している方、30歳以上の方の人間ドック、こちらの補助金となっております。人間ドックの内容につきましては、通常の間ドック、さらには脳ドック、心臓ドック、そして脳と心臓、それぞれの間ドックと合わせました併診ドックの補助金となっております。補助額につきましては、人間ドックが2万、脳ドック、心臓ドック、こちらが2万3000円、脳と心臓の併診ドックが3万2000円の補助となっております。補助基本額は、おのこのドックに係ります半額程度の補助ということでございます。昨年の実績でございますが、706人が利用してございます。

健康づくり増進課におきます国保特会の利用についてのご説明は以上でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第55号 平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

国保年金課、君山参事に、議案第55号 後期高齢者医療に関しまして説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

それでは、平成29年度後期高齢者医療特別会計決算についての説明をさせていただきます。

歳入の説明で、決算書265ページからになります。

1 款後期高齢者保険料になりますが、現年度分調定額としまして2億8860万7800円、収入済額としまして2億8715万4400円、不納欠損額2,500円、収入未済額145万900円で、徴収率は99.50%でした。平成28年度決算よりは、若干ではありますが向上しております。

申しわけありません、A4横の資料になります。

次に過年度分になります。

調定額421万400円、収入済額232万2863円、不納欠損額42万7300円、収入未済額146万237円で、徴収率は55.17%でした。こちらについても、平成28年度決算より12.20%向上しております。

次に、決算書に戻っていただきまして、決算書の265、266ページになります。

次に、2 款使用料及び手数料、こちらについては変わった部分はありません。

次に、3 款 1 項 1 目事務費繰入金から2 目医療費公費繰入金は、平成28年度決算より489万8000円ふえております。主な理由としては、医療給付費の伸びによるものです。

次に、267、268ページをお開きください。

3 目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の繰り入れで県が4分の3、市が4分の1を負担しております。

4 款 1 項 1 目繰越金は、平成28年度決算の剰余金になります。

5 款 1 項から2 項までは変わったところはありません。

3 項 1 目雑入は、平成28年度に納付した療養給付費負担金の精算金として広域連合より戻ってきた分になります。

以上が歳入になります。

次に歳出になります。

269、270ページをお開きください。

1 款総務費は変わりません。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額7億3005万9733円で、平成28年度決算より3651万6615円ふえております。主な要因としては、医療療養給付費負担金の増が挙げられます。

3 款 1 項 1 目保険料還付金は、平成28年度分保険料の還付金になります。

2 項 1 目一般会計繰出金は平成28年度一般会計繰出金の事務費等精算による一般会計への戻し分になります。

説明は、以上になります。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

矢口龍人委員。

## ○矢口龍人委員

何点か質問させていただきます。

後期高齢者医療保険料の算定は国保と同じように所得割や均等割など採用していると思いますが、率などはどうなっているのかお尋ねをいたします。

歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金がありますが、納付金額は年々増加しているのかお尋ねをいたします。

歳入の説明で、保険料軽減分の繰り入れを県と市で負担をしているという説明がありましたが、国保と同じように低所得者に対する軽減があると思いますが、軽減割合や人数はどうなっているのか、以上、3点をお尋ねします。

## ○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君。

## ○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

最初の後期高齢の保険料の件でございますけれども、後期高齢者医療制度では被保険者全員が個人ごとに保険料を納付することになっております。保険料は被保険者全員が負担する均等割額と、被保険者ごとの所得に応じて負担する所得割額を合計して、個人単位で計算をされます。平成29年度の均等割額は3万9500円です。所得割額の率は8%になります。

均等割額と所得割額は2年ごとに見直しがされまして、平成24年度以降ずっと据え置きの状態になっております。県の後期高齢者医療広域連合のほうで算定しておりますので、県内全て同一の体系になってございます。

以上です。

次に、歳出になるかと思いますが、後期高齢者医療広域連合納付金については被保険者の増加に伴いまして現状では増加傾向になってございます。平成25年度から平成29年度の4年間で大体被保険者数が500人程度ふえてございます。その関係で、後期高齢者医療広域連合納付金も4年間で約1億1230万程度ふえておりまして、この傾向はこれからも続くものと考えてございます。

次は、歳入になるかと思いますが、歳入の保険基盤安定負担金になるかと思いますが。

後期高齢者医療制度においても国保と同じように均等割額の軽減措置があります。軽減割合は4段階に分かれておりまして、2割、5割、8.5割、9割となっております。被保険者と世帯主の総所得をもとに軽減判定を行っております。

軽減対象者数については、保険基盤安定負担金の算定基準で2割軽減が478人、5割軽減で524人、8.5割軽減で1,105人、9割軽減で1,296人になります。また、減額になった保険料につきましては、県が4分の3、市が4分の1を負担しまして、後期高齢者医療特別会計を通じて広域連合のほうに納付される制度になってございます。

以上になります。

## ○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

## ○矢口龍人委員

それから、保険料の納付方法は、年金からの天引きと納付書による納付がありますが、年金からの天引きをとめて納付書で納めることはできるのかお尋ねいたします。

## ○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

保険料の納付方法でございますけれども、現在、大部分の方が保険料を年金から特徴をしてございます。年金からの特別徴収につきましては、徴収方法、変更申請書を提出していただくことで変更が可能でございます。ただし、納付書により現金で納付していただく方法ではなくて、過年度の保険料の未納がないことや、口座振替による納付が条件になってございまして、徴収変更申請がありまして、それらの条件が合う方は年金特徴からではなく、口座振替からの納付というようなことで切りかえることは可能でございます。

以上です。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

もう1点ですけれども、国保では、被保険者が亡くなった場合には葬祭費が支給されますが、後期高齢者医療の被保険者にも同じような仕組みがあるのかお尋ねいたします。

○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

後期高齢者医療制度も国保と同じように葬祭費が支給されることになっています。金額は国保と同じ5万円です。申請書に必要事項を記入していただきまして、会葬の礼状もしくは葬儀費用の領収証の写しを、添付して提出してもらい、支払いは後期高齢者医療広域連合より支給されることになっております。

件数については年間で300件から350件の間で推移しております。中には未申請になる遺族の方もございますけれども、こちらにつきましては、広域連合のほうより未申請一覧表という通知のほうはこちらに届きまして、それをもとに該当する遺族の方に未申請ですので申請してくださいというような勧奨通知をお送りしているような状況です。

以上です。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

要するに、例えば亡くなって、ある程度期間がたっても、申請してくればお支払いするというような感じですか。

○岡崎 勉委員長

国保年金課長 君山 悟君

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

葬祭費の請求の期間ですけれども、たしか記憶では時効が2年間になると思います。2年ぐらいでしたら年度が違ってても請求は可能というようなことだったと思います。ですから、何回か未申請の方には通知をしてこれだけの金額が支給されますので申請してください。申請はこちらの当課の窓口でできますので、広域連合のほうまで行く必要はありませんので、そういう通知をやっておりますので、それでもう大体の方は通常では申請していただいているような状況です。

以上です。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

ありがとうございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第58号 平成29年度かすみがうら市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、介護保険特別会計決算の説明をさせていただきますので、決算書のほう306ページからになります。決算書306ページをお願いします。

全体の収支としましては、最下段になりますが、予算現額合計32億3021万9000円に対しまして、歳入が収入済額合計33億4795万7633円になっております。

次のページ、311ページ。

最下段、歳出になりますが、支出済額合計が31億3162万7121円で差引額の2億1633万512円が平成30年度への繰越金となっております。

詳細につきましては、担当介護長寿課、幕内課長から説明しますのでよろしく申し上げます。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

それでは、私の方から詳細について説明をさせていただきます。

政策事業といたしましては市町村特別給付事業の1事業だけになりますので、決算書をごらんいた

だきながら主だったところを説明させていただければと思います。

それでは、介護保険特別会計の歳入のほうからご説明いたします。

決算書の312、313ページをお願いいたします。

1 款の保険料でございますが、こちらは65歳以上の方から納めていただく第1号被保険者の保険料になります。保険料につきましては介護保険事業計画の全体のサービス見込み額の22%に当たります。被保険者数につきましては、平成30年3月31日現在で1万2159人、前年度末と比較いたしますと221人の増となっております。

内容といたしましては、予算現額7億5821万4000円に対しまして、調定額8億3609万6580円、収入済額7億8653万360円となっております。収納率は現年度分が還付未済の57万8040円を除きまして98.06%、滞納繰越分が10.04%、全体で94%となっております。なお、不納欠損処分といたしまして296件、1016万2600円を介護保険法の規定によります時効により欠損をしております。収入未済額は3940万3620円となっております。

続きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、収入済額5億3760万6837円につきましては、保険給付費の国負担分でありまして、施設等給付費分15%、その他給付費分としまして20%に相当する額となっております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金9385万6000円は国で定められた率に調整率を乗じて得られた金額となっております。

続きまして、314、315ページをお願いいたします。

地域支援事業交付金につきましては、2 目収入済額470万7400円は介護予防生活支援総合事業や一般介護予防事業費の25%、3 目の収入済額710万3850円が包括支援センター運営や任意事業の、事業費に対して39%の交付となっております。

続きまして、4 目介護保険事業費補助金75万6000円につきましては、介護保険システム改修費用に対する補助金になります。こちら補助率2分の1となっております。

続きまして、4 款支払基金交付金収入済額8億5743万1151円は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の28%に相当する額となっております。

続きまして、316、317ページをお願いいたします。

5 款県支出金、1 項県負担金1 目介護給付費負担金といたしまして、収入済額4億4946万7000円につきましては国庫負担金と同様の内容になりまして、施設等給付費の17.5%、その他給付費の12.5%に相当する金額となっております。

3 項県補助金、地域支援事業交付金につきましても国と同様の内容で、1 目介護予防・生活支援総合事業や一般介護予防事業費の12.5%として268万4625円。

次のページになりますが、2 目包括支援センター運営や任意事業費の19.5%として355万1625円が交付をされております。

続きまして、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、1 目の介護給付費繰入金及び2 目地域支援事業繰入金といたしまして、各給付費及び介護予防生活支援総合事業についての12.5%の繰り入れ、また、次のページになりますが、3 目地域支援事業繰入金といたしまして、こちらにも包括支援センター運営や任意事業につきまして19.5%の繰り入れとなっております。

4 目低所得者保険料軽減分繰入金といたしまして596万2000円を繰り入れしてございます。

続きまして、322、323ページをお願いいたします。

9 款諸収入2 項雑入の1 目第三者納付金427万8279円につきましては、第三者が起こしました交通事

故が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化し介護保険給付を受けることになった場合、介護保険で一時的に立てかえをした3名分の金額となっております。

2目返納金45万4956円は、介護事業所の不当利得返還請求分で定期的に返還されまして、29年度で完済されております。

3目雑入589万200円は、食の自立支援事業の個人負担分、1食300円が主な内容となっております。現年度、過年度分を合わせまして8名分15万9800円が未済となっております。

10款介護サービス収入、収入済額1150万6900円につきましてはケアマネジメント収入、ケアプランの作成料となっております。

歳入については、以上となります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

324、325ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費の備考欄02の一般管理事業、こちらは保険証等の消耗品を初め各種通知書、事務処理システムの改修委託など事業運営に要する費用となっております。システム改修委託に伴いまして151万2000円の補正をしてございます。

続きまして、3項1目介護認定審査会費備考欄01認定審査会事業は15名の審査会委員の報酬、研修旅費等となっております。審査会につきましては、毎週火曜日の夜、3合議体の輪番制で開催しております。

続きまして、2目介護認定調査等費の備考欄01及び、次のページになりますが、02の認定調査事業費につきましては、認定審査に必要な主治医意見書作成手数料、また遠方等へ認定調査委託したときの費用、認定調査臨時職員3名分の賃金となっております。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、要介護1から5の方に対する給付費になりまして、1目の備考欄01居宅介護サービス等給付事業、こちらが在宅や通所の介護サービスで、2目施設介護サービス等給付事業につきましては、施設入所者への介護サービスの給付で、合わせまして支出済額25億5643万7126円、こちら前年度に比べまして0.59%の減となっております。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費の1目備考欄01介護予防サービス給付事業支出済額8279万7603円につきましては、要支援1、2の方が在宅や通所の介護予防サービスを受けた場合の給付になります。こちらにつきましては、29年4月から開始されました介護予防生活支援サービス事業、通称総合事業に対象者が順次移行をしたため、前年度に比べ8.99%の支出減ということになっております。

続きまして、328、329ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等諸費、1目の備考欄01高額介護サービス事業及び2目の01高額介護予防サービス事業合わせて支出済額6491万7327円につきましては、低所得者の方のサービス利用の際、負担軽減を目的といたしまして所得に応じた上限額を設定して超過分を助成する内容でございます。延べ件数で5,727件を支出してございます。

続きまして、5項市町村特別給付費備考欄02市町村特別給付事業1265万5273円につきましては、要介護1から5で常時おむつを必要とする在宅介護者のおむつ購入費用及び要介護3から5の方の理容、散髪等の費用を助成する内容でございます。おむつが購入費用の9割、月額で上限5,000円、理容につきましては2カ月に1度、理容料金の9割、2,000円を上限ということで助成をしている内容でございます。

続きまして、6項特定入所者介護サービス等費支出済額1億6415万7179円につきましては、1目の

備考欄01特定入所者介護サービス事業及び2目の01特定入所者介護予防サービス事業で、要支援、要介護の低所得者の方が入所やショートステイを利用した際の食費、居住費について、所得に応じた限度額を設定し、超過分を給付する内容でございます。食費で延べ4,026件、居住費で延べ3,356件の利用がございました。

続きまして、7項高額医療合算介護サービス等諸費支出済額911万5757円につきましては、1目の備考欄01高額医療合算介護サービス事業及び、次のページになりますが、2目の01高額医療合算介護予防サービス事業は高額介護と医療の両方が長期にわたりまして重複している世帯に対して、1年間の自己負担額の合算限度額を設けまして、超過分を支給し、負担を軽減するという内容でございます。

続きまして、4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費備考欄03介護予防生活支援サービス事業1761万483円につきましては、保険給付費から移行いたしました要支援該当者の在宅介護及び通所介護サービスの事業費となっております。

332、333ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費備考欄02介護予防普及啓発事業172万959円につきましては、一般の高齢者を対象といたしました介護予防教室、健康相談などの開催費用となっております。

3項包括支援事業任意事業費、1目備考欄01総合相談事業につきましては、在宅介護支援センターとして市内2カ所の社会福祉法人施設に、介護予防サービスの円滑な実施といった観点から、地域包括支援センターの業務の一部を委託している内容でございます。

2目地域包括支援センター費の備考欄、次のページになりますが、03認知症総合支援準備事業35万4845円につきましては、認知症予防講演会に係る経費や介護長寿課窓口に設置してあります認知症早期発見・セルフチェックするためのもの忘れ相談プログラムのタブレットの使用料となっております。

3目任意事業費の備考欄01任意事業1402万581円の主なものにつきましては、食の自立支援事業委託、いわゆる配食サービスの経費で、1食当たり648円になります。平成30年3月末現在で100名の方が利用しておりまして、実績としましては2万693食ほど配食しております。前年度より2,953食ほど増加しておりまして、補正により対応をさせていただいております。

5款介護サービス事業費1項1目新予防給付ケアマネジメント事業費1258万1932円につきましては、備考欄02の新予防給付ケアマネジメント事業、施設等の資格者へ委託をいたしまして、要支援者の介護予防サービス支援計画などの作成を行ったものでございます。03の新予防給付ケアマネジメント事業（政策）につきましては、3名の介護支援専門員の賃金となっております。

336、337ページをお願いいたします。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金の備考欄01国庫支出金等返還事業3445万9103円につきましては、介護予防と包括的支援事業、任意事業において、前年度の精算により国、県支基金への返還金が生じたため補正により対応した内容でございます。

3項1目備考欄01一般会計繰出事業2484万6253円につきましては、前年度の一般会計繰入金精算による一般会計への繰出金で、給付費、市負担分及び職員給与、事務費等の戻し分となっております。こちらも補正により対応してございます。

8款予備費につきましては、4款の地域支援事業費の介護予防日常生活支援事業費や人件費などに不足が生じたことなどから充当した内容となっております。

以上が、介護保険特別会計の説明になります。よろしくをお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

古橋 智樹委員。

○古橋智樹委員

まず、歳入歳出の収支額について、残金についてももう少し補足説明をいただきたいのですが。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

ただいまの質問ですが、歳入歳出の収支の残金についてですが、当初予算を計上するに当たりまして、前年度10月に積算するのですが、過去3年の伸び率等を踏まえて計算をしております、1.5%から3%ほどの伸びを見ておりましたが、給付のほうが実際には全体を合わせますと0.1%の減ということで、その関係で残金が出たということでございます。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員

○古橋智樹委員

本会議のほうの質疑でもあったかと思うのですけれども、率でいったらかなりのパーセントが、200%以上になっているわけです。もう少しシンプルに、こういう理由で平成29年度はこれだけありましたとご答弁いただきたいです。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

一番大きい内容といたしましては、施設介護サービス給付費ですが、こちら平成29年4月から新しい施設が1つできる予定で、一応そちらのほう予算を計上してございました。ですが、実際に開設が延期になりまして10月開設という分と、あと、実際そこは50名入所できる計算になっていたのですが、実際には30名しか入っていないということでもかなり差が出ておりまして、そちらのほうが残として残っております。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

それでは、現在の施設を介護サービス給付費の不用額1億6422万7874円について、先ほどのご答弁との関連もあわせて説明いただきたいのですが、給付費ということで。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

先ほどちょっと触れたのですが、平成29年10月に設置されました特別養護老人ホーム、こちら宍倉にできました筑水苑ですが、こちらのほうで市内在住者の利用が伸びなかったということが主な理由になっております。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

その1億6400万円のほとんどがその宍倉の特養だけの影響ですか。ほかは例年並みということですか。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

筑水苑が大きな理由ですが、そのほかの施設につきましても、施設につきましては市内と市外ございまして、市外の方につきましては住所地特例が適用されますので、こちらのほうの給付を払う必要はない。割と市外の方も多く入ってきていますので、こちらのほうで給付なども減になっております。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

その市外の方も利用なさっているということで、当市内の介護保険施設の利用状況、入所待機されている方とか、そういうことをご説明をいただきたいのですが。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

一応資料のほうがまとめたのがございます。配布させていただきます。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時22分

---

再 開 午後 4時23分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

今お配りしました市内の施設利用状況を使いまして、ご説明させていただきます。

まず、上のほうにありますグループホーム、こちら地域密着型といまして、認知症関係という方が入所されている施設になっております。こちら9施設ほどかすみがうら市内にございます。こちらの合計の欄を見ていただきますと、入所定員が全部合わせますと216名です。現在入所されている方につきましては、その隣になります市内市外合わせまして151名で、利用率になります69.9%という形になってございます。

続きまして、その下の段にいきますと、特別養護老人ホームということで、市内6施設ございます。入所定員につきましては、360名ほどございます。こちら平成30年3月31日現在ですが、入所者数が市内市外を合わせますと316名、そのうち市外の方が130名ほどおります。利用率といたしましては全体で87.8%、ここの部分が先ほどの不用額に大きくかかわってくる内容かと思えます。

一番下になりますが、老人保健施設としまして2つの施設がございます。こちら定員200名に対しまして入所者数が177名、利用率といたしましては81.5%ということになります。

以上でございます。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

市外の施設で、介護でお世話になっている当市民の人数と、当市内の施設で市外の方利用されている人数は何名ですか。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時25分

---

再 開 午後 4時26分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

かすみがうら市から市外に行っている方ですけれども、こちらトータル数でしか把握はできないですが、特別養護老人ホーム等につきましては、272名です。介護老人保健施設につきましては、115名です。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

それは外ですね。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

外です、はい。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

だから、うちの市は、市外の方がこれを合わせればいいだけですからそれちょっと。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

当市に来ています市外の方につきましては、この表にあります市外者というのを合わせていただく数字になりますので。

[「老健はほとんど市外の人だな」「80名いる」「休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時27分

---

再 開 午後 4時30分

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

古橋委員のご質問ですけれども、市内にいる方につきましては、ここの数字を足し上げていただく数字になります。全部で395名になります。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

単純に市外の方の利用のいろいろな要因と、市内でご利用になっている市外の方のあり方違うのですけれども、単純にその数字を差し引くと幾つですか。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

単純に差し引きますと、8名分です。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

そうすると、小さいところでちょっと説明をいただきたいのですが、権利擁護事業の中の成年後見人助成金について、補足説明をお願いします。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

ただいま質問がありました権利擁護事業の成年後見人助成金につきましてですが、こちらは認知症などによりまして日常生活における判断能力が低下している方に対しまして、簡易裁判所から選任を受けた方への、市から成年後見人への報酬となっております。

成年後見人の家庭裁判所への申請につきましては、本来家族や親族等が行う内容でございますが、家族、親族がいない高齢者の方々については、市のほうが申し立てをすることになっておりますので、市のほうで申し立てた方の費用となっております。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

この21万6000円で何件ですか。

○岡崎 勉委員長

地域包括支援センター長 越渡貴之君

○地域包括支援センター長（越渡貴之君）

地域支援包括支援センター長の越渡と申します。

こちらは1件分となります。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

その関連ですけれども、後見人にならないと結構いろいろできない方ってほかにもいらっしゃる、実際はもっと多いと思いますけれども、なぜこの1件は、個人情報に、プライバシーにかかわるかもしれないですけれども、なぜこういう制度を使うことになったというのが、よくわかりません。

○岡崎 勉委員長

地域包括支援センター長 越渡貴之君。

○地域包括支援センター長（越渡貴之君）

こちら成年後見人制度ですが、通常は家族の方、親族の方が家庭裁判所へ申請することになります。こちらの決算書に掲載されている方の分につきましては、家族や親族のいない独居高齢者の方につきましては、安心した日常生活の確保の目的から、市町村が家庭裁判所へ申し立てをできることとなっております。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

細かいところまではいいですけれども、相続とかそういうことですか。

○岡崎 勉委員長

地域包括支援センター長 越渡貴之君。

○地域包括支援センター長（越渡貴之君）

いえ、身寄りがいない方です。あと身寄りがいても疎遠になっていてそういった日常のおつき合いがないような方です。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

法的に必要だと思ったのですけれども、わかりました。

あと、食の自立支援事業ということで、歳出のどこにあるかちょっとわからなかったのですけれども。歳入ではわかったのですけれども、もう一回、歳出のどの部分をご説明いただけますか。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君

○介護長寿課長（幕内浩之君）

決算書335ページの上段にあります3目の任意事業、こちら備考欄任意事業費の中の13食の自立支援事業委託ということで1340万9064円を計上してございます。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

その件と雑入で入っているということで589万200円。これは4割ぐらいの補助ですか。それ以外は介護保険料の財源ということになるのでしょうか。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君

○介護長寿課長（幕内浩之君）

基本的に1食648円かかりまして、そのうちの300円が自己負担になっております。300円を差し引き

ました残りにつきましては、介護保険の任意事業から支出している内容でございます。

○岡崎 勉委員長

古橋智樹委員。

○古橋智樹委員

今、その1食分のご答弁ありましたが、食生活の改善と健康増進の主な目的ということですが、それに見合っている事業内容ですか。ご説明をお願いします。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君

○介護長寿課長（幕内浩之君）

食の自立支援につきましては、地域の社会福祉法人に配達、弁当をつくっていただいておりますが、こちら課職員が対象者宅訪問いたしまして、本人の状況や意向等聞き取りをいたしまして、その上にケアマネジャーのほうからもご提案をいただきながら参考にして、施設のほうに刻み食やペースト、減塩、カロリー制限食まできめ細かくできる部分については対応している内容でございます。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

関連で、配食サービスです。社会福祉法人のほうが提供しているということですが、どういう内容で提供をしているのか。それと、例えば週に何回とか1日、月に何回とかあると思いますけれども、詳しく説明していただけますか。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

本人に聞き取りをいたしますときに、ご希望を一応本人にお聞きいたします。毎日必要なのか。基本的には昼と夜は一応できるような形にはとっております。提供される方のほうがこの日だけでいいよとか、週に2回、週に3回の昼と夜、昼だけでいいとかありましたら、そちらのほうを聞いて、ケアマネジャーと相談しまして、施設にお願いするような内容でございます。通常平日につきましては、施設のほうで、休日も今やっておりますが、あと社会福祉協議会が土曜日だけやっている内容でございます。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

そういう社会福祉法人等でお弁当つくって配達までしているというような話なのかと思いますけれども、金額からしても1食600幾らという金額、まだちょっと安いなという感じもするけれども、そういう中で、例えば社会福祉法人ではなくて、お弁当屋さん頼むとか、そうやったほうが衛生的な部分でもいろんな部分で私はいいのではないかと思います。なぜそれを社会福祉法人にそういう委託するのかとちょっと思いますけれども、総合的な面で問題はないのですか。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君

○介護長寿課長（幕内浩之君）

今は社会福祉法人にお願いしているのですが、私がお話聞いたところによりますと、入所者の方と

同じような調理、栄養士が管理したものをつくっていただいて、同じものを配っていただいているようなお話を伺っておりますので、その点では問題はないかと思えます。

今、矢口委員からお話ありましたとおり、民間でもいいのではないかというお話がございますが、年々、実は配食の件数がふえてきておりますので、施設でも入所者の方とか手いっぱいになってくるのかなというところはあると思えます。そちらにつきましては、民間業者も含めてこれから検討していく課題かとは認識しております。

○岡崎 勉委員長

矢口龍人委員。

○矢口龍人委員

ことしのようにすごく暑い日が続いたりすると、結局、お弁当配達しても、食べないで、例えば1晩置いちゃってとか。その辺のところは、配食サービス受けた人が、全部自分の時間で食べるなり、何なりするでしょうから、大変難しい部分も出てくるのではないかと思えます。なかなか管理する部分も大変かと思えますし、やはり、できれば私はプロが、社会福祉人もプロ中のプロでしょうけれども、でもなかなかお弁当ということでどうなのかなと思いましたので、その辺もひとつご検討いただいて、趣旨をきちっと理解して、安全にサービスを提供できたらと思えます。よろしくお願いします。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君

○介護長寿課長（幕内浩之君）

ただいまのご意見につきましては、検討していきたいと思えます。

○岡崎 勉委員長

鈴木良道委員。

○鈴木良道委員

施設へ結局住所を移すと、年寄りの年金ぐらいで結局済むという話を聞いたのですが、そういうことがあるのですか。

○岡崎 勉委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

費用の話ですか。

[「利用料の話でしょう」と呼ぶ者あり]

○介護長寿課長（幕内浩之君）

基本的には所得は全部調べましてそれで計算しますし、住所を移して、施設に直接移した場合には住所地特例になりますので、移動元が保険料を全部徴収するような形になっておりますので、基本的には安くなるということはないかと思えます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されたました議案6件の審査は全て終了いたしました。執行部におかれましては大変ご苦労さまでした。

それでは、これで執行部は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時44分

---

再 開 午後 4時45分

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。

そのほか、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは、これをもって特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間に渡り、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 4時45分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会 特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会

委員長 岡崎 勉